



## 御見積書

### 保証対象:

- ・コーディング機器全体に関しての保証ではなく、機器を構成する部品単位での保証となります。
  - ・部品は修理部品と消耗部品に2分類され、修理部品の保証期間は12カ月間(※1)。消耗部品の保証期間は6カ月間(※2)です。

部品保証開始日:

  - ・設置がマーケム・イマージュ出荷日より60日以内の場合、設置日が保証開始日
  - ・設置がマーケム・イマージュ出荷日より60日以上の場合、出荷日が保証開始日

MARKEIM-IMA-IE General Terms and Conditions (マークエム・イマージュ 利用規約)

序約句

取消し、店主は、生産による資源の消費を削減し、また、資源を有効利用する方法を実現する。つまり、資源を有効利用する方法を実現する。つまり、資源を有効利用する方法を実現する。

**価格見積り** 常に、買主は、製品サービス一式を用意する。財産税、税率、税額、税金、税額、付与価値額等の他生産の元と判断されない税金を支払う。本条項に別段の定めのない限り、価格はインコタームズ2020に従い決定される。被説明者、運送、保管、輸送、積み替、荷下ろしによる費用は販賣に含まれる。買主がこれを負担する。当該請求は請求書において別段記載される。見積書価格は15日前に取引開始する。設置サービスは、別段の定めのない限り、設置料金を含む。設置料金は、設置料金を含む。設置料金は、設置料金を含む。

お問い合わせ、ご意見、ご要望等を頂いた際は、必ずお手数ですが、下記の連絡先までお問い合わせください。  
・販売会社へお問い合わせください。  
・販売会社へお問い合わせください。  
・販売会社へお問い合わせください。

**安全全般の確認** 質問は、マニュアル、説明書およびラベルに記載されている安全装置、カードおよび適切な安全操作手順を使用し、従業員及び代理人にこれを義務づける。質問は、安全装置、カード、ラベルまたは注意書きの除去または変更をしていない。質問は、安全装置に錠、運用される法律、規則、規範及び規制を遵守する。質問は、通常の商品が通常の構造でみなされることは危険物質を有していない可能性のあることを測定し、その内容を従業員に通知し取り扱いのトレーニングを行う。質問は、質問による形で「すべて」(すべて)、用語、用語と並んで用いてある意味を含む。質問は、ついでに述べて「常に」(常に)、常套、常套と並んで用いてある意味を含む。

ソトのウェアおよびSaaS業者。売主の製品にソフトウェアが含まれている場合、売主は、買主に対し、引き渡し時にソフトウェアを搭載された製品を操作するためにのみ、当該ソフトウェアを使用する非独占かつ譲渡不可なライセンスを許諾する。また、具体的な法律により規制されることがある場合を除き、当該ソフトウェアの修理、修正、表示、データ入力、分離等の行為を、エンドユーザーに直接行なうことを禁止する。

注記。注文書、請求書、作業票等に表示される「追加のソフトウェア」は、SaaS（Software as a Service）を指す（以下、略称）。  
例として、「ソフトウェア・ソリューション」という、を賣主が納品する場合は、賣主は、買主に対し、売主の文書、使用方法、本契約による適用される法規に従ってソリューションを卸す並みの販売権、譲渡権を「サードパーティソフトウェア・フォーム」（以下「ドキュメント」といふ）、によって譲り受け、選択される「ソフトウェア・フォーム」（以下「サードパーティ・ソフトウェア・フォーム」といふ）にあることを確認する。売主は、サードパーティ・ソフトウェア・フォームまたは「プラットフォーム・ドキュメント」によって、

「イダ」への行為はたゞあくまで、責任を負はない。  
ソフトウェア・ソリューションの後悔には必ず悔いは、買主に諒解されない。ソフトウェア・ソリューションの権利、ならびにソフトウェア・ソリューションの権利、関連文書、これらの複写、修正および付加部分についての特許権、著作権、企業秘密等の権利の財産的権利を有する者に帰属する。ソフトウェア・ソリューションは、国内外の合法的判断、国際協定の条件等の在地法に従ふべきに依存される。

買主は、ソフтверウェア・ソリューションの購入権利を有する者であり、売主に隸屬し、電子商取引会合に同意する。本契約に明示的に不可である限り、買主はソフтверウェア・ソリューションを組織内に譲り受けすることに同意し、主の書面に

より意図なく、いかなる方法でも使用、公表、伝達または開示を行ってはならない。

企画・開発・生産・販売・輸出の各工程において、医薬品・化粧品・食品・消費財のための技術、その他の医薬品医療機器局（FDA）、法令または他の国における規制当局が課す要件に直接的または間接的に関係する用途で設計、製造または試験がなされたもので

**保証期間**：売主は、別図の合意のない限り、出荷時又は発送元（買主の要求により提出される）。（以下「本保証」という。）の保証内容に従い、本保証に規定される期間（ただし、本保証のいかなる規定にかかわらず、買主への出荷日から6ヶ月を超えないものとする。）（以下「本保証期間」という。）本契約に従い書き留められた機器に材料不純又は過度の汚染等のないことを證する。本保証は買主への出荷日から始まります。買主は、既存と見受けられる場合、新たに商品に適合する。必要な全ての測定結果及び現地の合意のカタログを確認し、売主による商品の検査が完了後に提出する。買主は、苦情の有無による書面の向かい、機器の運送費を負担せんべんしない。

において、先主が「まことに社製は地の弱る所がある」と述べた際には、図鑑について、その説明に記載し、修復・交換した場合は地の返送をす。保証金の範囲には、品物および修理費用を含まざるが、交換および修理費は買主が負担する。返送は、保証金の返却に対する買主の責めの範囲には含まれない。買主が修理する場合は、当社が修理費を支払うべきものではない。責任が修理によって生じたものか否かの辯論に至った際に、買主は、走行距離や車両歴史書類等を提出する。買主が前記を怠る場合、買主に対する返還は、先主が指定する通路内であれば売主が支払い、それ以外の全ての地域については、送料・運賃手続費用その他の要望費用は保証対象外とする。買主は、交換された車両の所有権を取得する。

**製品性別** 製品の性能は指標に過ぎず、売主はこれについてないる責任も負わない。買主は、製品性能がデータ欄下で得られた結果に基づいたものであり、売主は製造した製品の使用に関して一般的な明示保証をしないことを確認する。

**販売取扱** 1 本契約の他の規定に徴かわらず、賣主は、買主たる第三者に対し、不法行為（過失を含む。）、契約違反、逼迫違反、製造物責任その他の依頼に因りまたは関連する以下の損失または損害について、当該損失または損害が原因である場合を問わず、責任を負わない。  
① 売手の、利益、信用、収益、義務および預金の損失、無効になった支票、生産停止期間、材料または製品の損失または損害、第三による請求、ならびにデータの損失および破壊（直接的、間接的）。

但し、それは別問題の問題ではない。」(3)一般的な付帯的、直接的付与の問題は、本契約に關する場合は主張され難い。但し、不法行為（詐欺を含む）によるものに際しては該連絡を合法とすれば問題となる。主張の提供する付帯的なサービス、本契約に關してもしくは終りて生じる主張の責任は、いかなる場合においても、その原因となった製品またはサービスについて主張の受取人たる代價額を超過しない。当該請求が主張の付帯的条件に基づいて成立させられることを確認する。本契約とは製品およびサービスに関する主張の請求は、該送達およびサービスの請求の日から1か月以内に行なうものとする。

〒650-0047 神戸市中央区港島南町3-3-12

